

京都精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士協会京都府支部 協力研修

精神保健福祉法とソーシャルワーカー 2013年度改正をふまえて

2014年2月15日(土) 13:30~16:30

2013年6月に成立した改正精神保健福祉法は2014年4月から施行される予定です。主な改正点は、地域生活への移行促進・医療に関する指針の策定・保護者制度の廃止・医療保護入院における入院手続き等の見直しなどです。

今回は、「精神保健福祉法とソーシャルワーカー～2013年度改正をふまえて」というテーマで開催し、法改正での変更のポイント説明とさまざまな現場から法の趣旨を踏まえたかかわりの現状や今後の課題等をPSWの視点で発言していただく予定です。法改正がどういうものなのか知り、今後のかかわりに繋がるような時間にしていきたいと思っております。多くのおみなさまのご参加をお待ちしております。

<内容紹介>

精神保健福祉法の概要および改正ポイントの説明

・熊取谷 晶さん(京都府精神保健福祉センター)

指定発言

地域の相談支援事業所PSWとして…

官崎 彰造さん(地域生活支援センターらしく)

石崎 蓉子さん(同胞の家)

精神医療審査会に参加しているPSWとして…

吉田 久美子さん(ジョイント・ほっと)

病院PSWとして…保田 美幸さん(いわくら病院)



会場：京都産業会館
7階第3研修室

参加費：無料
非会員 500円

*終了後、有志で懇親会も予定しております。